

報告書

ミャンマーの人権侵害と日本企業の関与と責任

~ビジネスと人権に関する指導原則の観点から~

2021年4月2日

認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ

一目次一

第1 はじめに

第2 ミャンマーの現状及び指導原則に関する課題

第3 日本企業が関与する人権侵害の事例

- 1 株式会社東芝
- 2 株式会社小松製作所
- 3 キリンホールディングス株式会社
- 4 株式会社 TASAKI
- 5 Y Complex プロジェクト
- 6 住友商事、KDDI

第4 構造的要因と指導原則に基づく国家及び企業の責任

- 1 ミャンマーにおける人権侵害と日本企業の関与に関する構造的分析
- 2 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく国家及び企業の責任

第5 日本政府及び日本企業に対する勧告

- 1 日本政府に対する勧告
- 2 日本企業に対する勧告

第1 はじめに

東京を本拠とする国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ (HRN) は、ミャンマーにおいて、2011年の民政移管後、2015年11月に実施された総選挙の結果に基づくNLD政権の発足後も、2008年に制定された憲法により軍の政治的影響力は依然として温存されたままであり、ロヒンギャやカチンを含む少数民族に対する軍による国際人道法に違反した攻撃が報告され、少数民族に対する人権侵害が起きていることについて、重大な懸念を表明してきた。

2021年2月1日のミャンマー国軍によるクーデタにより、その懸念は現実のものとなった。ミャンマー国軍は、アウンサンスーチー氏率いる国民民主連盟(NLD)が大勝した2020年11月の選挙で不正投票があったと主張する。ミャンマー国軍によって、民主的に選ばれたスーチー氏を含む NLD 関係者が拘束され、一年間の「非常事態」 が宣言された。このクーデタに反対し若者を含む大勢のミャンマー市民による民主化を求める CDM(市民不服従運動)がミャンマー全土で実施されているが、ミャンマー国軍は非暴力・平和的に活動している市民に対して実弾を発砲し、現地の人権団体によれば、これまでに人が死亡、 人が拘束されるなど、深刻な人権侵害が広がっている。クーデタが解除されなければ、独裁的な軍事政権により、再び市民の人権が侵害され民主主義が長期的に阻害される危険性が高い。

問題は軍事・政治分野だけに留まるものではない。憲法上も、国軍の政治的役割が保証されるなど、民政移管、民主選挙によっても当然に民主化が実現したとは言えず、軍の政治的影響力は依然として強いことはかねてから問題視されていた。加えて、現役、あるいは退役した軍の幹部が、ミャンマーの複数産業にまたがる少なくとも 120 の事業を共同で展開する主要軍産複合体「ミャンマー経済ホールディングスリミテッド(Myanmar Economic Holdings Limited: MEHL)」と「ミャンマー経済公社(Myanmar Economic Corporation: MEC)」を率いるなど、軍が強い経済的影響力をも有し、ミャンマーにおける経済活動の主だった部分を実質的に支配している。軍はいまだに広大な土地を支配しており、膨大な数のビジネス、仲介業者、代理会社を通じて自己資金を調達しており、その事業は、ホテル、醸造所、銀行、タバコ、製造業、運輸業、農業、国際貿易、鉱業、翡翠、宝石など多岐にわたる。アウンサンスーチー国家顧問率いる文民政府は、これらの事業を通じて調達された資金を十分に監視できていないと指摘されてきた¹²。なお、アメリカ政府は 2021 年 3 月 25 日、MEHL 及び MHL に国内資産の凍結や取引の禁止を含む制裁を科すことを決定した³。

_

¹ Human Rights Council "The economic interests of the Myanmar military" Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar (2019)

² Justice for Myanmar "The luxury Japanese business development secretly funding Myanmar's military" (2020年5月22日)https://www.justiceformyanmar.org/stories/y-complex

³ U.S. Department of The Treasury "Treasury Sanctions Military Holdings Companies in Burma"(2021年3月25日) https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0078

そのため、外国ないし外国企業がミャンマーにおいて政府開発援助を含む経済活動を展開することは、その主観的意図にかかわらず、結果として、軍の経済活動を支援することに繋がり、ひいては軍による国際人道法違反、人権侵害を助長するというリスクが常に存在していた。軍によるクーデタ下の現状において各国政府及び各国企業の責任は一段と高まっている。かかる状況下での日本政府及び日本企業によるミャンマーへの支援及び投資についても、ミャンマーにおける前記構造的問題を十分に考慮すべきであったことは言うまでもなく、現在の状況を適切に把握し、ミャンマーの民主化に資する行動を即時にとるべきである。

本報告書の目的は次の三点である。第一に、ミャンマーにおける人権侵害の現状とそれに対する日本企業の関与に関する情報を広く共有することである。ミャンマーにおける人権侵害に関する日本企業の関与について、国際的な批判が高まっているにもかかわらず、この問題についてこれまで日本国内での関心は低く、報道も少なく、周知されているとは言い難かった。本報告書では、海外 NGO やメディアによる報告書や記事で指摘されるミャンマーにおける人権侵害と日本企業の関係を指摘する。

第二に、ミャンマーにおける事業活動に起因する人権侵害に加え、軍との関連が指摘される事業活動による人権侵害への加担と日本企業の関係、そしてその原因となる構造的問題を分析し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下、指導原則)の観点から、この問題に取り組むべき日本政府及び企業の責任を述べる。

第三に、日本政府及び日本企業に対して、指導原則の観点から、ミャンマーにおける国際 人権、人道法違反の状況改善のために求められる行動について提言を行う。

第2 ミャンマーの現状及びビジネスと人権に関する課題

民主化への取り組みを評価する欧米諸国による経済制裁解除の効果もあり4、2011年の民政移管後、軍政下の計画経済から市場経済化への転換を測るミャンマーに対する投資は拡大し、経済成長を遂げてきた。しかし、依然として憲法上も軍の政治的影響力は未だ色濃く残っており、民主選挙は実施されたとは言え、民主主義が確立されたとは言い難く、法の支配、基本的人権といった民主主義の根幹は発展途上である。

このような状況下で、ラカイン州で主にミャンマー国軍が引き起こしたと批判されているロヒンギャに対する国際人道法に違反する殺人、強姦、放火といった大規模な虐殺行為(ジェノサイド)など、ミャンマー国軍が少数民族居住地域において人権侵害行為を行なっていることが、過去数多く報告され、現在も紛争状態の地域が残る5。

2020年1月、国際司法裁判所は、ミャンマー政府に対して、ラカイン州での上記虐殺行

 $^{^4}$ 2012 年 11 月、米国が宝石一部品目を除くミャンマー製品の禁輸措置を解除、2013 年 4 月 EU が、2016 年 10 月 7 日米国が武器禁輸措置を除く対ミャンマー経済制裁を解除(外務省「ミャンマー連邦共和国基礎データ」https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html)

⁵ Human Rights Council "Report of the independent international fact-fiding mission on Myanmar"(2018年9月12日) https://www.hrw.org/ja/news/2020/06/17/375472

為に関し、ジェノサイドを防止し、証拠保存措置を講じるよう求める暫定措置命令を出している⁶。また、国連人権理事会の指名した国際的な独立調査団は、2019 年 8 月に報告書を発表し、同国に投資をする海外の企業に対し、同国軍とつながるビジネスから手を引くことを提言している⁷。

また、西部のラカイン州でのロヒンギャの問題だけではなく、北部のカチン州のカチン民族等の他の少数民族に対しても、軍は、国際人道法違反の攻撃や人権活動家の拘束など人権侵害を行っている⁸⁹。

こうした今日のミャンマーにおける深刻な人権侵害状況にもかかわらず、日本企業を含む多くの国際企業は、事業活動がこうした人権侵害に与える影響を十分に検討することなく、経済的利益を過度に重視し、ラカイン州等の紛争地域で事業を展開したり、ミャンマー軍ないし軍が関与する企業と投融資を通じ事業展開を行い、結果として同国内おける人権侵害を助長・加担していると批判されている。

2011 年、国連人権理事会にて全会一致で承認された国連「ビジネスと人権に関する指導原則」は、企業は世界人権宣言、自由権規約、社会権規約、また ILO 中核的労働基準といった、基本的な国際人権を尊重する責任を負うことを明示した。国際人権は、国家が負う義務を中心に発展してきたが、指導原則は、企業が人々や社会に与える影響力の大きさに鑑みて、企業としても経済的利益の追求のみならず、人権への負の影響の特定、予防、軽減、すなわち人権デューディリジェンス(以下、「人権 DD」)を実施すること、そして人権侵害の救済に取り組むことを求めている。

したがって、人・社会に対して多大な影響力を持つ企業は、人権尊重の責任を果たすために様々なステークホルダーと協働しながら、指導原則に従って、自社だけではなく、そのサプライヤーや投資先などサプライチェーン・バリューチェーン全体に対して自社の影響力を行使し、人権侵害を助長しないよう積極的に問題に対処することが求められる。しかしながら、以下の事案から、ミャンマーに支援・進出する日本政府、日本企業が指導原則の観点から改善すべき余地は大きいと言える。

第3 日本企業の関与が指摘される人権侵害の事例

1 株式会社東芝

_

charge, reléase 17 peace protesters", Myanmar Times, (2018年5月14日),

 $^{^{6}\ \}underline{\text{https://www.icj.org/myanmar-implement-provisional-measures-order-of-the-international-court-of-justice-without-delay/}$

⁷https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=24868&LangID=E

 $^{^8}$ HRN「【声明】ヒューマンライツ・ナウは、カチン紛争下で市民の保護を訴えた 3 名の活動家の有罪判決の撤回をミャンマー当局に求める」(2 2018 年 3 月 2 28 日)

https://hrn.or.jp/eng/news/2019/01/04/kachin-statement/

⁹ Ye Mon, "More Kachin villagerss flee as clashes intensify", DBV, (2018年4月27日) http://www.dvb.no/news/kachin-villagers-flee-clashes-intensify/80699; Chan Thar, "Yangon pólice"

https://www.mmtimes.com/news/yangon-police-charge-release-17-peace-protesters.html

要旨:マンダレー北部のアッパーイェワ水力発電ダム開発プロジェクト周辺で、同プロジェクトを警備するミャンマー国軍とシャン州軍南部 (SSA-S) の衝突が続き、強制退去や超法規的殺人などの重大な人権侵害が発生している。同事業には様々な海外企業が参加しており、株式会社東芝 (以下、「東芝」) 10も含まれる。

1.1. 人権侵害の現状

Shan Human Rights Foundation¹¹によれば、2020年6月24日、シャン州北部のチャウメでシャン州軍南部(SSA-S)がアッパーイェワダム建設現場の北約10キロの村で反麻薬デーの式典を開催するとビルマ軍に伝えたところ、ビルマ軍はダム建設現場を警備していた戦闘部隊を派遣し、同式典を阻止し、SSA-Sとの衝突に発展した。その後、当該ダム建設現場近くのチャウメ南部の街全体で、ビルマ軍による、住民への強制的な荷物運搬、乗り物の徴用、負傷、射殺が行われ、600人以上の住民(ほとんどが老人、女性、子ども)が戦闘により強制退去を余儀なくされた¹²。

そもそも、2008年から行われている本ダム開発に対しては、Myitnge (Nam Tu)川流域に住む何万人もの人々が強い反対運動を行っている。ダムの貯水池は、川に沿って 60 キロの Hsipaw 町まで伸び、広大な農地と何世紀もの歴史を持つ先住民の地域を水没させることになるからである¹³。 v

その後、2020 年 10 月にもチャウメで起きたビルマ軍と SSA-S との武力衝突によって、民間人が負傷し、700 人以上が避難を余儀なくされたと報じられた 14 。これに関し、Shan Human Rights Foundation は、改めて、本ダム開発からの外国企業の撤退を求めている 15 。

1.2. これまでの企業への勧告

Shan Human Rights Foundation は、アッパーイェワダム建設現場を警備しているビルマ軍による住民らに対する残虐行為への加担を避けるために、スイスの Stucky SA、フランスの PGRB、中国の Yunnan Machinery and Equipment Import and Export Co Ltd と浙江オリエントエンジニアリング、日本の東芝と High Tech Concrete Technology Co Ltd. といった企業に、同ダム・プロジェクトからの撤退を要求している。彼らは、真の平和が戻

12 Shan Human Rights Foundation "Extrajudicial killing, torture by Burma Army during operat ion against RCSS/SSA near Upper Yeywa dam site in Kyaukme ,"(2020年7月9日) https://www.shanhumanrights.org/eng/index.php/394-extrajudicial-killing-torture-by-burma-army-during-operation-against-rcss-ssa-near-upper-yeywa-dam-site-in-kyaukme

¹⁰ 東芝エネルギーシステムズ株式会社「ミャンマー アッパーイェワ水力発電所向け発電設備を受注」 (2015 年 4 月 30 日) https://www.toshiba-energy.com/info/info2015_0330.htm

¹¹ 団体ウェブサイト: https://www.shanhumanrights.org

¹⁴ Shan "Civilian Injured By Shrapnel, Hundreds Displaced By Clashes Between Tatmadaw and RCSS/SSA", Shan News (English), (2020年10月7日) https://english.shannews.org/archives/21892

¹⁵ Shan Human Rights Foundation "Indiscriminate shelling, toruture, looting by Burma Army during large-scale offensive against RCSS/SSA in southern Kyaukme"(2020 年 10 月 19 日) https://www.shanhumanrights.org/eng/index.php/399-indiscriminate-shelling-torture-looting-by-burma-army-during-large-scale-offensive-against-rcss-ssa-in-southern-kyaukme

り、新しい連邦憲法の下での権限委譲が行われ、地元の人々に彼らの土地と資源を保護する 権利を与えるまで、すべてのこのような投資プロジェクトは行われるべきではないと述べ ている¹⁶。

1.3. 現状に対する日本企業の回答

ビジネスと人権リソースセンター 17 による、Shan Human Rights Foundation が 2020 年 7 月 9 日付け記事で主張する上記懸念事項に対する東芝の回答は、以下の通りであった 18 。

- 業務契約を締結している浙江オリエントエンジニアリングと共有し、現状の確認を 依頼した。状況を確認し、必要があると判断した場合には、浙江オリエントエンジ ニアリングにミャンマー電力公社への対応を依頼する。
- 東芝グループは国連グローバル・コンパクトに加盟しており、東芝グループ行動基準に我々の人権に関する方針が定められている。当グループは、我々の事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重する責任があると認識している。

2 株式会社小松製作所

要旨: 翡翠採掘に関連した人権侵害及び環境破壊が懸念されており、鉱山採掘機器のサプライヤーである株式会社小松製作所(以下、「小松」)は、Swedwatchにより指導原則上の人権尊重責任を果たしていないと指摘されている19。

2.1. 人権侵害の現状

Swedwatch による 2020 年の報告書によれば、ミャンマー北部のカチン州では、数十億円の産業価値を擁する世界の 90%の翡翠が生産されるが、ここではミャンマー軍とカチン独立軍による内戦が長期間継続いる。鉱山機器企業による機器の供給によって可能となる翡翠産業が、国軍と民族武装集団との長期にわたる衝突、また、土地の劣化、水質汚染、地滑りの発生を助長している。2016 年には一万機以上の採掘機が翡翠採取に使用され、それらの多くの機械は Caterpillar Inc.、小松、Volvo Construction Equipment といった企業から製造、販売されたものであった。このような状況から、三社が行う活動は、企業の人権尊重責任は、企業がその企業活動を通じて引き起こしあるいは助長し、またはその取引関係によって企業の事業、商品またはサービスに直接関係する人権への負の影響を対象とすべき

¹⁶ 同上

¹⁷ 団体ウェブサイト: https://www.business-humanrights.org/en/

¹⁸ https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/toshibas-response-2/

¹⁹ Swedwatch "Mining machinery sales in Myanmar may be aggravating human rights abuses"(2020 年 6 月 10 日), https://swedwatch.org/publication/report/mining-machinery-sales-in-myanmar-may-be-aggravating-human-righs-abuses/; "Still Overlooked – Communities affected by jade mining operations in Myanmar, and the responsibilities of companies providing machinery" (2020 年 6 月 10 日) https://swedwatch.org/wp-content/uploads/2020/06/97_Myanmar_200610_uppslag_NY.pdf

とする指導原則20に反していると主張する21。

Swedwatch が 2018 年の調査対象²²を再訪したところ、Hpakant 地域の人権状況が更に 悪化していると判明した。2020 年の報告書によれば、2018 年中旬以降、少なくとも 210 名 が鉱山の地滑りで死亡している。カチン州の状況は既に十分に報告されているにもかかわらず、2018 年当時、三社は指導原則が求める人権デューデリジェンスを実施したことを示すことはできず²³、その後も何らかの措置を講じたことを示したのは Volvo 社のみである²⁴。

2.2. これまでの企業への勧告

Swedwatch がミャンマーにおける無責任な翡翠採掘に関連した環境問題と人権問題を2018年に報告したにもかかわらず、大手鉱山機械のサプライヤーは未だに十分な安全基準を欠いているため、2020年の報告書では、三社に対して国際的な人権基準に沿った対応を実施するよう再び求めている。Swedwatchらは、世界的な鉱山機器企業の指導原則に沿った人権に対するセーフガードの欠如は緊急性を伴う重大な問題であり、人権侵害や環境破壊を継続させないためにも、ミャンマーの翡翠採掘産業に販売を行う重機供給者や州に対して、早急に人権デューデリジェンスを実施するよう述べている25。

3 キリンホールディングス株式会社

要旨:2019年9月に発表されたミャンマーに関する国連事実調査団によるミャンマー軍の経済的利益に関する報告書(以下、「国連2019年報告書」)は、少数民族の弾圧を長きにわたり行ってきたミャンマー国軍と深く関係していると考えられている軍系企業であるMEHLとキリンホールディングス株式会社(以下、「キリン」)が事業提携を継続していることが問題視されてきた²⁶。クーデタを受けて、キリンは提携を解消することを発表した²⁷。

3.1. 人権侵害の現状

ミャンマー国軍は、2017年以降にはラカイン州のロヒンギャに対して、殺害、性暴力、強制退去などの人道に対する罪を犯してきた。このような残虐な行為に対して、国連が設置した事実調査団は、軍による残虐行為が戦争犯罪および人道に対する罪のレベルに達した

²⁰ 国連ビジネスと人権に関する指導原則 13、17 参照(外務省仮訳)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000062491.pdf

²¹ 上記 19

²² Swedwatch, "Machinery Providers Fail to Recognise Human Rights Risks in Myanmar's Jade Mines"(2018年6月20日) https://swedwatch.org/publication/report/machinery-providers-fail-recognize-human-rights-risks-myanmars-jade-mines/

²³ 同上

²⁴ 上記 19

²⁵ 上記 19

 $^{^{26}}$ 上記 1 及び Human Rights Watch「ミャンマー:キリンは軍と関係を断つべき」(2020 年 6 月 17 日) https://www.hrw.org/ja/news/2020/06/17/375472

²⁷ キリン HD「ミャンマーの現状に関する当社の対応について」(2021年2月5日) https://www.kirinholdings.co.jp/news/2021/0204 01.html

と 2018 年に報告した28。

キリンは、その国軍と関係のある MEHL との提携のもと、ミャンマー・ブルワリー社 (MBL) とマンダレー・ブルワリー社 (MDL) の過半数の株を保有している。2015 年には MEHL との合弁事業提携により、買収した MBL の株 55%のうち 4%を MEHL に譲渡している。そして、キリンは 2017 年に別の事業にて MDL の株式の 51%を買収している²⁹。また、アムネスティ・インターナショナルによれば、MBL は 2017 年の 9 月から 10 月に かけて、ミャンマー国軍及びラカイン州政府に少なくとも 3 万ドルを寄付していることが 報告されている³⁰。ロヒンギャに対する軍の民族浄化キャンペーンが最高潮に達していたタイミングである。

国連 2019 年報告書は、ミャンマーで活動を行う海外企業の事業は、「国際人権法および 国際人道法違反に寄与あるいは関与するリスク」を伴うものであり、「少なくともこうした 外国企業がミャンマー国軍の財政能力を支援している」と結論づけた³¹。

3.2. これまでの企業への勧告

HRN は、2020年6月、国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ、特定非営利活動 法人日本国際ボランティアセンター、認定 NPO 法人シャプラニール=市民による海外協力 の会と共同声明において、キリンは、人権への配慮を示すために、国軍や軍系企業との関係 を断ち切るべきであり、MEHL との提携を至急解消し、同社の子会社がミャンマー国軍と のさらなる協力や寄付が発生しないように努めるべきと訴えた32。

特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンターの長谷部貴俊事務局長は、「キリンは自社の子会社が、組織的にロヒンギャを殺害、レイプ、迫害し、そしてロヒンギャの村に放火していたミャンマー国軍と当局になぜ数万米ドル相当を寄付していたのか、十分な説明をして」いないため、「キリンは事実調査団の報告書を深刻に受け止め、直ちに軍系企業との関係を絶つべきだ」と主張している³³。

HRN の伊藤和子事務局長は、「事実調査団の報告書がタッマドー(ビルマ国軍)の財政的 孤立を呼びかけてから半年以上経つが、未だにキリンは MEHL と提携を結んでいる」こと を指摘した³⁴。

認定 NPO 法人シャプラニール=市民による海外協力の会の小松豊明事務局長は、「キリンは自社の人権方針へのコミットメントを示すため、ミャンマー国軍が運営する軍系企業

9

²⁸ 上記 5

²⁹ 上記 26

 $^{^{30}}$ アムネスティインターナショナル「日本:キリンビールのミャンマー軍への献金の調査を」(2018年 6月 15日)https://www.amnesty.or.jp/news/2018/0615_7454.html

³¹ 上記 1

³² HRN「【共同声明】ミャンマー:キリンは軍と関係を断つべき」(2020年6月18日)

https://hrn.or.jp/activity/17991/
³³ HRW「ミャンマー: キリンは軍と関係を断つべき」(2020 年 6 月 17 日)

https://www.hrw.org/ja/news/2020/06/17/375472

³⁴ 同上

との関係を断ち切るべきだ。そのような責任ある行動を取れば、ミャンマーで迫害されているロヒンギャなどの少数民族に、正義とアカウンタビリティーを求めれば結果を出せると示せるだろう。」と述べた35。

3.2. 現状に対する日本企業の回答

MEHL と提携するキリンホールディングス株式会社は、2020 年 5 月 22 日付けの上記 4 団体に対する書簡 36 に対し、6 月 12 日、以下のとおり回答した 37 。

- MEHL との合弁事業からの収益が軍事目的で使用された可能性の有無を確認する ため、MEHL の財務構造及びガバナンス体制の詳細を提示するよう正式にまた繰り 返し要求した
- MEHL との関係を見直す
- 外部のアドバイザーの協力を得て、当社のミャンマー事業の持分所有について複数 の選択肢を検討するプロセスを正式に開始
- ミャンマーでの事業運営に関して国際社会が提起した懸念に対処していく

また、同社は、2020 年 9 月 10 日に発表されたアムネスティ・インターナショナルによる本件に関する報告書に対しては、以下のように回答した 38 。

- MEHL との合弁事業の収益が軍事目的に使用されていないかを確認するために、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社に MEHL の財務及びガバナンス構造の評価を依頼し、国際的なビジネスと人権に関する基準を遵守するための独立した評価を実施している
- アセスメントが完了した時点で必要な全ての対応を行う

同社はその後、2021 年 1 月 7 日、ウェブサイトにて、MBL 及び MDL からの資金の使途を明らかにするための独立調査について、確たる判断に必要な情報を外部アドバイザーとして委託したデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社が十分に入手

³⁵ 同上

 $^{^{36}}$ 認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ、国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ、特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター、認定 NPO 法人シャプラニール=市民による海外協力の会「ミャンマーにおける御社の事業展開について」(2020 年 5 月 22 日)

https://www.hrw.org/sites/default/files/media_2020/06/キリンホールディングス株式会社様宛て NGO 共同書簡 v2_0.pdf

³⁷ キリンホールディングス株式会社「キリングループのミャンマー事業に関して」(2020 年 6 月 12 日)https://www.hrw.org/sites/default/files/media_2020/06/キリンホールディングス株式会社様の回答書簡.pdf

³⁸ Amnesty International "Military LTD—The company financing human rights abuses in Myanmar"(2020 年)https://www.amnesty.org/download/Documents/ASA1629692020ENGLISH.PDF

できなかったことから、確定的な結論に至らなかったと報告した39。

そして同年 2 月 1 日に発生したクーデタを受けて、以下の声明をウェブサイトで公表した 40 。

キリンホールディングス株式会社(社長 磯崎功典)は、ミャンマーにおいて国 軍が武力で国家権力を掌握した先般の行動について大変遺憾に思っています。今 回の事態は、当社のビジネス規範や人権方針に根底から反するものです。

当社は、2015年当時、ミャンマーの政治体制が民主的な選挙により軍政から民政に変わり、世界に開かれた国家として今後の発展が期待される中、当社の事業を通じてミャンマーの人々や経済に貢献できると考え、当地への投資を決定しました。その投資先である Myanmar Brewery Limited および Mandalay Brewery Limited は、福利厚生基金の運用会社として国軍と取引関係のある Myanma Economic Holdings Public Company Limited (MEHPCL) との合弁事業です。

両ビール会社を通じてミャンマーの経済や社会に貢献することは今後も変わらず 当社が目指すところですが、現在の状況に鑑みるに、国軍と取引関係のある MEHPCL との合弁事業の提携自体は解消せざるを得ません。当社は、そのため の対応を早急に開始します。

本件に関する進展については、できる限り速やかにお知らせします。

クーデタを受けて、提携の解消を検討すると公表したが、日本政府の協力も得ながら一刻も早くこれを実現すべきである。

4 株式会社 TASAKI

要旨:株式会社 TASAKI(以下、「田崎」)はミャンマー真珠公社と事業提携し、ミャンマー最大の真珠生産企業となっており、この提携は延長されることが想定されている。また、生産場を建設する計画を含んでいるため、現地でイカ漁を営むモーケン族の生活を圧迫することにも繋がっていることが懸念されている41。

4.1. 人権侵害の現状

_

 $^{^{39}}$ キリンホールディングス株式会社「当社ミャンマー事業に関する進捗報告」(2021 年 1 月 7 日) https://www.kirinholdings.co.jp/news/2021/0107_02.html

⁴⁰ 上記 97

Frontier Myanmar "Moken fear a sea grab in the Myeik Archipelago," Access: 2020/07/29, https://www.frontiermyanmar.net/en/moken-fear-a-sea-grab-in-the-myeik-archipelago/

田崎とミャンマー真珠公社 (MPE) の合弁事業はタニンダーリ地方域にて最大の真珠生産事業であり、年間に 22 万個の真珠を生産している。この水域のイカ漁に頼っているモーケン族は、以前からミャンマー真珠公社によって粗雑に扱われており、モーケン族が得たイカを押収し、なかには逮捕されたモーケン族や数日間拘留されたものもいると報告されている⁴²。

田崎が 2001 年に真珠生産に関する協定を軍政府と締結し、800 万ドル以上を投資した協定は 2020 年に終了するが、田崎は、2018 年に五年間の契約延長を申し出ている。この提案はランガン島を含むシスターズアイランドに新たに三つの 1.7 万エーカーの生産場を建設する計画を含んでいる。この計画によって、モーケン族が漁へのアクセスを失う可能性があり、生活を更に苦しめる可能性がある。田崎の契約延長に関して、ランガン島の人々はタニンダーリ地方政府に、田崎がシスターズアイランドに触れないようにするよう請願を行った43。

5 Y Complex プロジェクト

要旨:ミャンマーにおける大規模な複合不動産の開発・運営事業「Y Complex Project」には、株式会社国際協力銀行(以下、「JBIC」)、東京建物株式会社(以下、「東京建物」)、株式会社ホテルオークラ(以下、「オークラ」)、株式会社みずほ銀行(以下、「みずほ銀行」)、株式会社三井住友銀行(以下、「三井住友」)、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(以下、「JOIN」)、株式会社フジタ(以下、「フジタ」)といった数多くの日本企業が参加している44。しかし、同事業は、ロヒンギャやカチンといった少数民族を迫害しているミャンマー国軍が所有する土地で展開され、本事業によって軍が利益を享受することから、日本企業が人権侵害に加担する可能性が、Justice for Myanmar45によって指摘されている46。

5.1. 人権侵害の現状

2020年に開業予定の3億3,000万ドル(約343億354万円)規模となる「Yコンプレックス」プロジェクトは、ヤンゴンのダウンタウンに建設中の高級商業施設で、ショッピングやオフィススペースが含まれる。このプロジェクトは、上記のとおり日本の大手金融機関や不動産会社などが出資しており、公的資金と民間資金で支えられている。

⁴² 同上

⁴³ 上記 41

⁴⁴ JBIC「ミャンマー連邦共和国において日本企業が実施する複合不動産の開発・運営事業に対する融資」(2018 年 12 月 18 日)(https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2018/1218-

^{011714.}html)、ホテル「『オークラプレステージヤンゴン』(仮称)2020 年に開業」(2017 年 7 月 28

 $[\]exists$) https://www.okura-nikko.com/ja/press/20170728_okura-prestige-yangon/

⁴⁵ 団体ウェブサイト: https://www.justiceformyanmar.org

⁴⁶ Justice for Myanmar "The luxury Japanese business development secretly funding Myanmar's military" (2020年5月22日)https://www.justiceformyanmar.org/stories/y-complex; Danny Fenster "Japan-backed luxury hotel and office complex will enrich military, says rights group"(2020年5月21日) https://www.myanmar-now.org/en/news/japan-backed-luxury-hotel-and-office-complex-will-enrich-military-says-rights-group

本事業は、JBIC やみずほ銀行、三井住友銀行が融資を提供している。また、開発にはオークラ、東京建物、フジタが関わり、設計・建築を東京建物が、設計・施工をフジタが担当している。そして、東京建物とフジタと JOIN は、シンガポールに Yangon Museum Development Pte. Ltd. (YMD) という特別プロジェクト会社を設立している。 YMD は、JBCI からの融資を、ミャンマーの法人 Yangon Technical and Trading Co. Ltd. (YTT)と共に設立したミャンマー法人 Y Complex Company Limited を通じて本事業に投資している。

そして YTT は、と契約を結び、ともに Y コンプレックスに投資している 国軍の 需品 係将校が所有する土地の賃貸契約を結んでいる47。

問題とされているのは、この Y コンプレックスが、ロヒンギャに対するジェノサイド及びカチンを含む他の少数民族に対する人道に対する犯罪を行ったミャンマー軍が所有する土地に建設されている点である。Justice For Myanmar は 2020 年、この土地の契約書によれば上記 YTT はミャンマー国軍の兵站総局と最高司令室から直接土地を賃借しており、賃料が「防衛口座」との名義の口座に振り込まれていることを明らかにした。その後の使途は明らかとなっていないが、同団体は、同将校が、ロヒンギャや他の少数民族に対する人権侵害に使われている武器や軍備の購入の裏にある金融取引を扱っていることを指摘する48。

2020年6月26日、メコン・ウォッチがJBICに対し、賃料がミャンマー国軍に支払われているのかも含めてYコンプレックス開発事業の詳細について問い合わせたところ、同年7月13日、商業上の秘密の保護を理由に電話で返答を断った。その後、同年8月25日、メコン・ウォッチはJBICに公開要請書を送ったが、JBICはその要請書に未だ返答していない。一方で、2021年2月4日、参議院議員とメコン・ウォッチとの会合でJBICは、賃料が環境影響評価書に含まれている賃貸借契約書に記載のとおり、Defense Accountに支払われていることをY Complex 社と確認したことを認めている49。

5.2. これまでの企業への勧告

国連の事実調査団は、2019 年国連報告書において企業がミャンマーの軍事複合企業との 金融関係を断つように勧告した⁵⁰。

2021年2月17日、HRN、ヒューマンライツ・ウォッチ、メコン・ウォッチ、日本国際 ボランティセンター (JVC)、Justice For Myanmar は本件について、国連ビジネスと人権 に関するワーキンググループに対して調査を行うよう要請した 51 。

_

⁴⁷ 同上

⁴⁸ 上記 46

 $^{^{49}}$ HRW「ミャンマーで活動する日本企業及び関係諸機関についての市民社会団体からの要請書」(2021年 2月 17日) https://www.hrw.org/ja/news/2021/02/17/377899

⁵¹ HRN「【共同提出】ミャンマー軍に利益をもたらす可能性が高い日本政府及び日本企業が関与する事業に関する申立て」(2021 年 2 月 17 日) https://hrn.or.jp/activity/19371/

5.3. 現状に対する日本企業の回答

ビジネスと人権のリソースセンターは、上記の本プロジェクトに関与している民間企業に対して、Justice For Myanmar による上記報告書で提起された懸念事項に対する回答を求めた。各社の回答は以下の通りである⁵²。

	企業名	回答日付	内容
1	東京建物	2020年8月31日	• ミャンマー国新投資法に基づく投資認可を取
			得の上、現地法令を遵守している
			• ビジネスと人権に関する指導原則に依拠した
			人権方針を作成中である
2	オークラ	2020年8月31日	• ミャンマー国新投資法に基づく投資認可を取
			得の上、現地法令を遵守している
			今後、指摘に注視する
3	みずほ銀行	2020年8月31日	コメントを差し控える
4	三井住友銀行	2020年8月31日	コメントを差し控える
5	JOIN	2020年9月8日	• ミャンマー国新投資法に基づく投資認可を取
			得の上、現地法令を遵守している
			今後、環境社会配慮に留意する
6	フジタ	2020年8月31日	• ミャンマー国新投資法に基づく投資認可を取
			得の上、現地法令を遵守している
			今後、指摘に注視する

6 KDDI、住友商事53

要旨:MPT(通信・情報技術省ミャンマー郵電公舎)は130年以上もの間、ミャンマーの電気通信産業の発展を勝ち取っているリーディングカンパニーであり、固定電話や携帯電話サービスを個人、企業向けに提供している。KDDIと住友商事は、MPTと共同で通信事業を行ってきた。両者が設立したKDDISummit Global Myanmar Co., Ltd(KGSM、ミャンマー法人)とMPTが、2014年7月に共同事業に関する契約を締結している。MPTはクーデター以前から政府による検閲に加担していることが問題視されていたが、クーデター以降のミャンマー国軍によるインターネットや通信に関する遮断命令が表現の自由など基本的人権を侵害するものとして、企業としての責任が問われている54。

 $\frac{humanrights.org/ja/\%E6\%9C\%80\%E6\%96\%B0\%E3\%83\%8B\%E3\%83\%85\%E3\%83\%BC\%E3\%82\%B9/myanmar-japanese-cos-allegedly-engaged-in-high-end-commercial-development-on-land-owned-by-burmese-military-currently-facing-un-genocide-charges/$

⁵² https://www.business-

⁵³ MPT "MPT forms global partnership with KDDI and Sumitomo," Access: 2020/08/07, https://www.mpt.com.mm/en/mpt-forms-global-partnership-with-kddi-and-sumitomo/

⁵⁴ メコン・ウォッチ「【プレスリリース】「国軍の遮断命令に抗議を」ミャンマー市民団体が通信各社に

6.1. 人権侵害の現状

・クーデター以前のミャンマー政府による検閲

International Media Support (IMS)によれば、ミャンマー政府は 2020 年 3 月に電気通信会社に対して 221 のウェブページをブロックすることを命じた。政府はこのような方針を公にしておらず、またどのサイトが対象となったのかというリストも公開されなかった。同年 3 月 26 日及び 27 日の Myanmar Now や Frontier による発表では、4 つの電気通信企業が同月 21 日時点で、同じ方針を受け取っていた55。同年 30 日には、Telenor Myanmar は運輸通信省の方針に従って 221 のウェブサイトがブロックされたと発表した56。BNI によれば、ラカイン州に拠点を置く通信社 Narinjara と Development 4 Media Group (DMG) は MPT や MyTel にアクセスが出来なくなっている。また、地方通信社の Karen News もその後アクセスが出来なくなった57。

IMS は政府による以上の施策は法的基盤を欠き、国際人権法の侵害に当たると主張していた。とりわけ、自由権規約一般的意見 3458が定める同規約 19条3項によって表現の自由に一定の制限を課すための条件である(1)制限が法律によって明確に定められること(2)制限の目的が正当であること(3)制限がその目的達成のために必要かつ相当であること、という3つの要件を充足していないことに懸念を表した。本一般的意見 34では、ウェブサイト全体へのアクセス制限は、極端で行き過ぎたものであると明確に言及している59。

・クーデター以後のミャンマー国軍による通信の制限

2021 年 2 月 1 日のクーデター発生後、同月 3 日にはフェイスブック、5 日にはツイッターやインスタグラムといったソーシャルメディアへの遮断命令が運輸通信省を通じて発表され 60 、6 日から 7 日にかけてインターネット接続は終日遮断された 61 。2 月 15 日以降も午前 1 時から 9 時までインターネットは遮断、3 月 14 日の戒厳令以降、15 日午前からは全土で携帯電話のデータ通信が遮断、同月 18 日にはモバイル wifi も遮断され、現在は光ファイ

呼びかけ 通信事業に関与してきた日本の官民は人権侵害回避に向けた対応を」(2021年2月8日) http://www.mekongwatch.org/PDF/pr_20210208.pdf

⁵⁵ IMS "Joint Statement Calling the Myanmar Government to end Censorship," Access: 2020/08 /07, https://www.mediasupport.org/publication/joint-statement-calling-the-myanmar-government-to-end-censorship/

⁵⁶ Telenor "Press Release – Blocking of websites in Myanmar (updated 9 September 2020)" 9 September, 2020: https://www.telenor.com.mm/en/article/blocking-websites-myanmar-updated-9-september-2020

⁵⁷ BNI "Gov't Blocks Ethnic Media Groups From Mobile Networks" (2020年4月1日) https://www.bnionline.net/en/news/govt-blocks-ethnic-media-groups-mobile-networks

⁵⁸ 自由権規約一般的意見 34 日弁連仮訳:

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/HRC_GC_34j.pdf 59 $\,$ \Box $\,$ \vdash

 $^{^{60}}$ Telenor " Directive to block social media service" (2021 年 2 月 3 日) https://www.telenor.com/directive-to-block-social-media-service/

⁶¹ NNA ASIA「フェイスブックやツイッターなど、制限継続」(2021年2月9日)

バー回線のみであり、かつ、午前1時から9時までの遮断は継続している62 63。

6.2. 現状に対する日本企業の対応

ビジネスと人権リソースセンターによる問い合わせに対する2社の返答は以下の通りである⁶⁴。

・KDDI: 2021年2月15日

この度はご連絡いただきありがとうございます。

ミャンマーにおける関係者の安全確保を念頭に置き、人権に配慮しつつ、引き続き現地状況を注視し、情報収集の上、対応してまいります。

· 住友商事: 2021 年 2 月 15 日

住友商事は、ミャンマーにおける関係者の安全確保を最優先に、人権に配慮しつつ、継続的な情報収集とパートナーとの議論を含めた対応を取ってまいります。

第4 構造的要因と指導原則に基づく国家及び企業の責任

1 ミャンマーでのビジネス活動における構造的な人権侵害リスク

2011年の民政移管以降、欧米諸国による経済制裁が解消され、ミャンマーは先進国にとって魅力的な投資国となり、先進諸国はミャンマーの経済成長を促してきた。一方、NLD 政権発足後もミャンマー国内における国軍と軍系企業の財政的な結びつきは依然として強固であり、また、人権や環境分野に関する法的基盤、規範意識も十分に醸成されないまま、経済成長が先行している状態であった。つまり、①国内的に不完全な市場運営上の制度的・法的欠陥や規範的欠陥の存在、また②そのような状況にも関わらず国際的にミャンマー国軍、軍系企業を潤す先進国企業の存在、という二重の構造が問題の根幹に存在する。

2 ビジネスと人権に関する指導原則の対象となる企業の経済活動

こうした状況下で起きたクーデタを受け、日本企業を含む、ミャンマー国内での事業展開を通して人権侵害に加担している企業の責任が問われている。ミャンマーでは国際人権基準に達する国内法が確立していないという実態、及び、人権侵害を行うミャンマー軍や企業の事態を知りつつ、軍の衝突が発生している地域での開発プロジェクトの参加、サプライヤーの安全基準の欠如、少数民族の弾圧を行うミャンマー軍に関わる事業への投資や事業連携など、深刻な人権侵害に対する加担という重大な人権問題をこれまで放置してきたことが、クーデタを引き起こした原因となった可能性は否定できない。

⁶² NNA ASIA「ヤンゴンの 6 郡区で戒厳令 弾圧強化、モバイル通信も遮断」(2021 年 3 月 16 日)

⁶³ NNA ASIA「ネット遮断の範囲拡大、数時間前に毎日通知」(2021 年 3 月 23 日)

⁻

⁶⁴ Business & Human Rights Resource Centre "Myanmar: Groups call on more companies allegedly linked to military to server ties" (2021年2月16) https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/myanmar-groups-call-on-more-companies-allegedly-linked-to-military-to-sever-ties/

上述のとおり、指導原則は、企業が人々や社会に与える影響力の大きさに鑑みて、企業と しても経済的利益の追求のみならず、人権への負の影響の特定、予防、軽減、すなわち人権 DD を実施すること、そして人権侵害の救済に取り組むことを求める。そして、その範囲は、 自社内のみならず、事業活動全体に関連する範囲、つまりはサプライチェーン・バリューチ ェーン全体に及ぶ65。そして指導原則上、企業自らの活動が人権侵害を引き起こしていない 場合でも、取引先企業やバリューチェーン上の組織、及び企業の事業、製品またはサービス と直接関係のある非国家または国家組織を含む取引関係と直接的につながっている人権へ の負の影響については、防止または軽減する責任がある。

一方で国家は、企業による人権 DD の実施に対する明確な期待を示し、これを支援する ことが指導原則でも求められる。

指導原則自体は、法的拘束力を持たないソフトローであるが、指導原則制定後、国家がそ の義務を果たすためのロードマップを示す行動計画 (National Action Plan、以下、「NAP」) を各国が制定している。日本政府も 2016 年に NAP 策定を明言し、その後、諮問委員会 及び作業部会での議論を経て、2020 年 2 月には NAP 草案を公表し、パブリックコメン トを経て、同年 10 月 16 日を最終版を発表した。本 NAP については、既存の政策・法律と 国際人権基準とのギャップを特定するギャップ分析が実施されていないために、既存の政 策等の記載に留まり、その実効性については批判もあるものの、ビジネスと人権に関する取 り組みを推進させるための重要な一歩となる政策文書である。

ただし、世界各国では、既に NAP にとどまらず、イギリスの現代奴隷法 (2015) を始 め、フランスの人権デューディリジェンス法(2017)、オーストラリアの現代奴隷法(2018) など、企業の指導原則上の責任を法制化する動きが活発化している。さらに 2020 年 4 月 には、EU の法務担当コミッショナーによって、EU での義務的な人権・環境デューディリ ジェンス法の 2021 年中の制定に向けた検討を開始することが明示され、2021 年 3 月 10 日には、欧州議会にて法案を含む報告書が圧倒的多数で採択され、欧州委員会にて具体的な 法案の内容が検討されることとなった66。

このように、企業の国際人権に対する責任は、国連による持続可能な開発アジェンダ 2030 (SDGs) や ESG 投融資への関心の高まりとも大きく関連するものである。SDGs は その本文で、SDGs が掲げる課題の解決に向けて企業の果たす役割への期待を示すととも に、その前提として企業が指導原則を遵守することを述べる(第67段落)。つまり、企業 は人権を尊重する責任を果たすことをミニマムスタンダードとして求められている。ESG でも、「S」すなわち「社会」として考えるべきは人権課題であって、ESG に重点を置くと いうことは、人権課題に積極的に取り組むことであり、これも指導原則に沿うものである。

⁶⁵ 指導原則 13、17 参照

https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/

⁶⁶ Reuters "EU Needs Due Diligence Law on Environment and Human Rights, Lawmakers Say" (2021年3月10日) https://www.usnews.com/news/world/articles/2021-03-10/eu-needs-due-diligencelaw-on-environment-and-human-rights-lawmakers-say?fbclid=IwAR3p2tx3Bkb5Ly7berA2lsiCGjIgcpnlZj8kRzGQ0T-F7bda5owznJBOs8

第5 日本政府と日本企業に対する勧告

以上のとおり、現在のミャンマーの状況及び指導原則が示す国家の義務及び企業の責任 に鑑み、日本政府及び日本企業に対して以下のとおり勧告する。

1 日本政府に対する勧告

日本政府は以下の点に留意すべきである。

- 1) 指導原則に基づき、サプライチェーン、事業提携、投資上の人権リスクに対応する ことを企業に求める法制度について早急に検討を進めること。また、NAPでも述べ るとおり、少なくとも指導原則にしたがって企業に求める人権 DD に関するガイド ラインなどを作成するなどして、企業への期待が具体的に実施されるよう必要な施 策を導入すべきである。
- 2) 人権問題への効果的な救済措置の一環として、自国の企業が関与した人権侵害に対する調査と事案に応じた対処(行政処分及び刑事処分を含む)を積極的に行うべきである。
- 3) 国連やその他の国際的なプロセスの支援の下、武装した人権侵害を行う集団との関 与のための人権ガイドラインを策定すべきである。
- 4) 国際社会において特に高い人権リスクが指摘されている国・地域に事業上関わっている自国の企業に対し、当該国における人権リスクについて十分な情報提供を行うべきである。
- 5) 平和・安全問題を扱う国際機関・団体が提案する、企業が取り組むべき人権尊重の ためのプロセスに積極的に協力し、ビジネス上での人権尊重を促進するよう奨励す べきである。
- 6) 国・地域を問わず、自国の企業が事業展開に関連して人権侵害に加担しないよう法 規制も含め、実効的な政策を実施すべきである。

2 日本企業に対する勧告

ミャンマー国内にて事業を行う日本企業は以下の点に留意すべきである。

- 1) 企業はミャンマー国内における事業展開に関して現在の状況に鑑みて、人権侵害を引き起こしたり、助長・加担しないよう、バリューチェーン上の労働者の十分な安全確保・権利保護が保障される基準・ガイドラインの策定・実施、労働者・経営者の人権意識の改善を、国際的な人権基準に沿って行うべきである。また、この過程においては独立的な第三者機関が中立的に調査・監査を行うことが求められる。
- 2) 事業展開において国軍と現地企業との関係や資金の流れが可視化されるように、現在の状況に基づく人権 DD を直ちに実施し、人権リスクを特定するべきである。
- 3) 人権 DD の過程において、バリューチェーン上での人権侵害リスクないし人権侵害 が確認された場合、日本企業は、情報を公開するとともに、ステークホルダーとの

ダイアログの実施など透明性のあるプロセスによって人権侵害に繋がる状況の徹底 した改善を行い、人権リスクを回避するとともに、人権侵害を助長しないようにし なければならない。それが不可能な場合には、事業を撤退すべきである。とりわけ 国軍と現地企業との繋がりが特定され、業務提携から生まれる利益が国軍に裨益す る懸念が生じた場合には、一切の事業展開を取り止めるべきである。

以上